

津市ひとり親家庭等学習支援事業実施要綱

平成27年5月27日訓第52号

改正 令和7年3月31日訓第40号

(趣旨)

第1条 この要綱は、経済的な事情により学習環境に恵まれないひとり親家庭（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第6項の配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものが属する世帯及び同項の配偶者のない男子で現に児童を扶養しているものが属する世帯をいう。以下同じ。）及び低所得子育て世帯の児童の学習意欲や進学率の向上を図るため、同法第31条の5第1項第2号及び第31条の11第1項第2号の規定に基づき、ひとり親家庭等の児童に対して学習支援を行う事業（以下「事業」という。）を実施することに関し必要な事項を定めるものとする。

(対象児童)

第2条 事業の対象となる児童（以下「対象児童」という。）は、小学4年生から中学3年生までの児童で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 本市における児童扶養手当（児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）の規定に基づき支給される手当をいう。以下同じ。）の受給資格者（同法第9条から第11条まで、第13条の2及び第14条の規定により児童扶養手当の全部が支給されない者並びに第15条の規定により児童扶養手当の支払を一時差し止められた者を除く。）が監護し、又は養育する同法第4条第1項各号に掲げる要件に該当する児童
- (2) 津市福祉医療費等の助成に関する条例（平成18年津市条例第104号）第3条第3号エに規定する一人親家庭等の児童
- (3) 津市就学援助費支給要項（平成18年津市教育委員会訓第13号）第3条に規定する就学援助費の支給対象者と同一の世帯に属する児童

(事業の内容)

第3条 事業は、学習支援ボランティア（対象児童の学習支援及び進学相談を行う者をいう。）を学習支援教室（学習支援ボランティアが複数の対象児童に対して学習支援を行う教室をいう。）又は対象児童の自宅に派遣して行うものとする。

2 事業は、無償により実施するものとする。

(委託)

第4条 事業は、市長が適当と認める法人その他の団体に委託してこれを行うものとする。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓は、平成27年6月1日から施行する。

附 則 (令和7年3月31日訓第40号)

この訓は、令和7年4月1日から施行する。